

個人別生活カードの運用に関する手引き

はじめに

奈良県教育委員会では、平成25年11月18日付け教生第198号で通知したとおり、「県立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱」（以下、「要綱」という。）を定めました。この要綱は、平成26年4月1日から施行され、すべての県立学校において、個人別生活カードの運用を開始します。

この手引きは、要綱に基づき、個人別生活カードの運用の詳細について定めたものです。この手引きを参考に、各学校で個人別生活カードの効果的な運用を行い、いじめの防止、早期発見等、生徒指導のさらなる充実を期してください。

1 第1条関係

（目的）

第1条 この要綱は、県立学校におけるいじめなど生徒指導上の諸問題（以下、「いじめ等」という。）について、学校が把握した事象の内容や行った指導・支援の内容及びその結果を個別の児童生徒ごとに記録する「個人別生活カード」の運用に関し必要な事項を定めることにより、各校においていじめ等に関する記録を整備・活用し、校内における情報共有を図るとともに、いじめ等を早期に発見し組織的・継続的な対応を進めることができる体制を確立することを目的とする。

- ・ 個人別生活カードは、いじめなどから「児童生徒を守る」ことを第一義としています。このため、第1条に示す「いじめなどの生徒指導上の諸問題」には、「児童生徒を守る」という観点から、いじめやいじめと疑われる行為に関するもののほか、必要に応じて、不登校や児童虐待に関するもの、さらには、児童生徒の特性上配慮すべきことなどについても取り扱うことができることとします。

- ・ 第1条には個人別生活カードを導入する目的を示しています。導入により期待される効果は以下のとおりです。

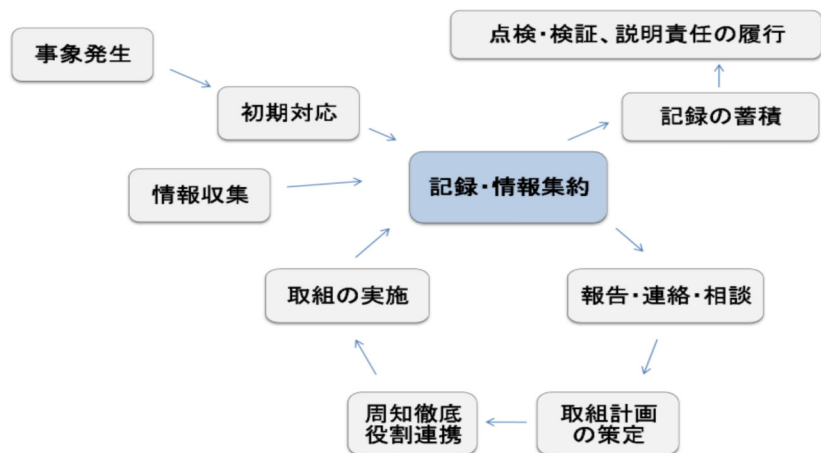
(1) 個々の児童生徒の情報を集約することにより、いじめ等の兆候を見逃さず、早期発見・早期対応につなげることができるので、事態の複雑化・困難化の防止に役立ちます。

(2) 確実に情報共有を図ることにより、組織的な対応を行うことができるので、問題を一人の教員が抱え込むことを防止できます。

(3) 対応を進める中で、記録を基に事実や経過を再確認・整理することができるので、経過を踏まえた継続的な対応を進めていくことができます。

(4) 記録を基にして、対応についての点検・検証を行うことができるので、指導力の向上につなげることができます。

(5) 複数の教職員の確認を伴う時系列記録を残しておくことにより、証明力のある証拠を整備することができるので、学校が行った対応について説明を求められた際に、確実に説明責任を果たすことができます。



2 第2条関係

（様式）

第2条 個人別生活カードは、別に示す様式によるものとする。ただし、校長は、必要に応じて、個人別生活カードの様式を変更することができる。

- ・ 個人別生活カードは、別に示す様式によるものとします。ただし、これまでから個人別生活カードと同様の機能をもつ様式を使用して情報共有を行っている場合や、より効果的な情報共有を図るために児童生徒の実態等に応じて独自に様式の変更を検討す

- る場合については、校長の判断で、様式を変更することができることとしています。
- ・様式を変更する場合においても、様式に示している「年月日(曜)」「把握した事象等」「行った指導・支援等」「確認欄」の各欄に記入すべき内容等について、記録することとします。

3 第3条関係

(記録)

第3条 当該児童生徒の担任または副担任、その他当該児童生徒の学年担当教員(以下、「担任等」という。)は、当該児童生徒がいじめを受けていると思われるときその他必要なときは、速やかに、前条に規定する個人別生活カードに、学校が把握した事象の内容等を記録するものとする。

- ・個人別生活カードの記入は、原則として担任が行います。ただし、状況により、実際に対応した他の教員が行うことも考えられます。
- ・個人別生活カードには、以下に示す内容のうち、学校として把握した客観的な事実のみを記入します。

① 「把握した事象」

児童生徒が受けたいじめやいじめの疑いがある行為について、学校が把握した情報を記入します。特に、児童生徒や保護者からの訴え(アンケートの回答によるものを含む)や地域住民等からの情報提供があった場合は、その内容を必ず記入するようにします。なお、いじめの疑いがある行為とは、例えば「冷やかされる」「靴や持ち物がなくなる」「グループ分けの時に残る」など、すぐにはいじめと断定できなくてもいじめである可能性がある、または、いじめに発展するおそれのある行為のことをいいます。(「いじめ早期発見・早期対応マニュアル～いじめの萌芽に気付きましょう～」参照)

なお、「1 第1条関係」に示したように、個人別生活カードの運用において、いじめやいじめと疑われる行為に関するもののほか、必要に応じて、不登校や児童虐待に関すること、さらには、児童生徒の特性上配慮すべきことなどについても取り扱うことが可能であるとしたことから、各校でこれら事象の取扱いについて協議した上で運用を行うこととします。

② 「行った指導・支援等」

児童生徒に行った指導・支援内容を簡潔に記入します。なお、家庭訪問等により保護者に説明を行った場合は、学校が説明した内容やそれに対する保護者からの発言等を簡潔に記入します。その他、学年会議・職員会議等の内容、別室登校など特別な配慮等の内容、警察など関係機関との連携内容など必要な事項を簡潔に記入します。

- ・個人別生活カードの記入は、インク、またはボールペンを使用し、記録の最後に署名・捺印を行います。パソコンで作成した場合も、印刷の上、署名・捺印を行います。

4 第4条関係

(報告等)

第4条 担任等は、前条の規定により記録を行ったときは、速やかに、その内容を当該学年主任等に報告するとともに、記録内容がいじめやいじめと疑われる行為に該当する場合は、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」にあわせて報告するものとする。

2 校長及び教頭は、適宜、個人別生活カードに記載された内容を確認しなければならない。

- ・個人別生活カードに記録した情報は、速やかに、組織的に共有します。具体的方法としては、担任等は、個人別生活カードへの記録を終えたら、個人別生活カードを学年主任に手渡します。学年主任は、担任等が記録した内容を確認し、署名・捺印を行います。なお、必要に応じて、生徒指導主事や人権教育担当教員なども、学年主任と同様、内容の確認及び署名・捺印を行います。

- ・記録内容がいじめに関するこの場合、担任等は、学年主任等による確認の後、速やかに、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に報告するとともに、緊急の対応を要する場合は直ちに校長及び教頭にも報告し、関係児童生徒からの事情の聞き取り等、組織的な対応を開始します。
- ・校長及び教頭は、適宜、学年主任等の確認を終えた個人別生活カードの記入内容を確認し、確認欄に、確認の年月日を記入するとともに、捺印を行います。この校長及び教頭による確認は、記入があるごとに随時行うことのほか、随時口頭による報告を行った上で定期的にまとめて行うことも考えられます。なお、後者により定期的な確認を行う場合は、少なくとも月に1度確認することとします。

5 第5条関係

(保管及び保存等)

第5条 作成した個人別生活カードは、校長の責任において、適切に保管しなければならない。

2 個人別生活カードの保存期間は、当該児童生徒が卒業、退学及び転学した日から3年を経過するまでとし、その後、速やかに廃棄するものとする。

- ・個人別生活カードの保管について、保管場所を施錠することや、パソコン等で作成した場合、記録をハードディスクやUSBメモリ等に残さないことなど、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止など個人情報の適切な管理のために必要な措置を行います。

6 第6条関係

(個人情報の取扱い及び開示等)

第6条 個人別生活カードに記録された個人情報の取扱い及び開示等については、「奈良県個人情報保護条例」によるものとする。

- ・個人別生活カードは「行政文書」であり、個人別生活カードに記載された内容の全部又は一部は、奈良県個人情報保護条例が規定する開示を請求することのできる個人情報となります。（「行政文書」については、奈良県個人情報保護条例第2条参照）
- ・個人別生活カードに記載された個人情報について開示請求があった場合は、奈良県個人情報保護条例第14条各号に掲げる内容を除き、所定の手続きを経て、開示請求者に開示することとします。その他、訂正請求等についても、条例の定めにより適切に処理を行います。
- ・個人別生活カードについて、奈良県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として、特定個人の個人別生活カードの開示請求の場合は存否応答拒否、不特定多数の個人別生活カードの請求の場合は記載された内容を不開示とします。

7 第7条関係

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、個人別生活カードの運用に関し必要な事項は、別に定める。

- ・個人別生活カードの運用については、要綱及びこの「個人別生活カードの運用に関する手引き」を運用の基準とします。なお、「個人別生活カードの運用に関するQ & A」「個人別生活カードに係る開示請求等への対応について」など関係文書も運用の参考としてください。